

NIKOCA-CARD 電子マネーサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社ニッコー（以下「当社」という）が発行する電子マネーサービス（以下「NIKOCA-CARD 電子マネー」という）のご利用について規定するもので、NIKOCA-CARD 電子マネーの利用者（以下「お客様」という）は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1)NIKOCA-CARD 電子マネーとは、当社が発行し、電子マネーカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)NIKOCA-CARD 電子マネーサービスとは、お客様が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により NIKOCA-CARD にチャージされた NIKOCA-CARD 電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入（一部商品を除く）または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3)NIKOCA-CARD 電子マネー機能とは、NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4)NIKOCA-CARD とは、お客様が NIKOCA-CARD 電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されている NIKOCA-CARD マークを付したカードをいいます。
- (5) お客様とは、本規約を承認の上、該当 NIKOCA-CARD 電子マネーを利用される方をいいます。
- (6)チャージとは、第5条に定める方法により、お客様が NIKOCA-CARD に NIKOCA-CARD 電子マネーを加算することをいいます。
- (7)NIKOCA-CARD 電子マネー残高とは、お客様が利用可能な NIKOCA-CARD 電子マネーの金額をいいます。

第3条（不正使用等の禁止）

お客様は、NIKOCA-CARD の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。また他人への貸与、譲渡もできません。お客様が本規約に違反された場合、当社はお客様に対し NIKOCA-CARD サービスを終了できるものとします。

第4条（チャージ）

お客様は、NIKOCA-CARD マークの掲示された当社所定の場所・方法にて、

NIKOCA-CARD カードに 1,000 円以上 1,000 円単位、1 回当たり 49,000 円まで繰り返しチャージすることができるものとし、1 枚の NIKOCA-CARD に対して、200,000 円までチャージできます。

また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムの金額は、当社のキャンペーン等でお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。NIKOCA-CARD の、プレミアムは 100,000 円以下と致します。1 枚の NIKOCA-CARD カードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め 300,000 円です。

第 5 条（NIKOCA-CARD 電子マネーサービスの利用）

- 1.お客様は、当社で NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 2.お客様が当社で NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、NIKOCA-CARD 電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- 3.お客様は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法と NIKOCA-CARD 電子マネーを併用することができるものとします。NIKOCA-CARD 電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- 4.お客様が当社において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる NIKOCA-CARD カードの枚数は、1 枚に限ります。
- 5.お客様は、NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される NIKOCA-CARD 電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該 NIKOCA-CARD 電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第 6 条（NIKOCA-CARD 電子マネー残高）

- 1.NIKOCA-CARD 電子マネー残高は、NIKOCA-CARD 電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、残高照会用ページ、本約款規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。
- 2.最後に NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、残高照会用ページ、本約款規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会す

ることができるものとします。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第7条（NIKOCA-CARD 電子マネーの有効期限・残高取扱）

1.お客様は、最後に NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から2年後の日をもって、自動的に NIKOCA-CARD 電子マネーサービス利用出来なくなります。

また、NIKOCA-CARD 電子マネー残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。

NIKOCA-CARD カードの紛失、盗難、改ざん及び本人の承諾のない第三者に利用された場合であってもカードの損失補填、返金、換金、再発行には応じられません。

2.お客様が死亡した場合には、一切の NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを 利用できなくなります。この場合、NIKOCA-CARD 電子マネーのセンター預り残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第8条（NIKOCA-CARD 電子マネーの合算）

お客様は当社が認めた場合を除き、NIKOCA-CARD 電子マネーを他のカードに移行することはできないものとします。

第9条（NIKOCA-CARD 電子マネーサービスの利用ができない場合）

お客様は、次のいずれかの場合においては、その期間において、NIKOCA-CARD 電子マネーにチャージすること、利用すること、ならびに残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

1.当社が NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

2.NIKOCA-CARD の破損、または当社の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。

3.その他やむを得ない事由のある場合。

第10条（換金等不可）

第15条の場合を除き NIKOCA-CARD 電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第11条（NIKOCA-CARD の破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

当社が認めて NIKOCA-CARD が再発行された場合、当社所定の方法で照会された NIKOCA-CARD 電子マネー残高が再発行された NIKOCA-CARD に引き継がれるものとし

ます。

第 12 条 (NIKOCA-CARD の紛失・盗難等等)

1. お客様が NIKOCA-CARD の紛失・盗難、その他の事由により NIKOCA-CARD 電子マネー残高が消失した場合、または第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. お客様が NIKOCA-CARD の紛失・盗難、その他の事由により NIKOCA-CARD 電子マネー残高が残ったまま NIKOCA-CARD 電子マネー有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (当社との紛議)

1. お客様が、NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、お客様は、当社に対し、NIKOCA-CARD 電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 14 条 (規約の変更)

1. 当社は、当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用した商品等の購入、NIKOCA-CARD 電子マネー残高の照会をした場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、お客様が NIKOCA-CARD 電子マネーを使用することなく 1 カ月が経過した場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 15 条 (NIKOCA-CARD 電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社の定める方法により、NIKOCA-CARD 電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから 2 年経過した場合には、お客様は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 16 条（制限責任）

第 9 条に定める理由およびその他の理由により、お客様が NIKOCA-CARD 電子マネーサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

第 17 条（業務委託）

当社は、本約款に基づく NIKOCA-CARD 電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 18 条（合意管轄裁判所）

お客様は、本約款に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【NIKOCA-CARD に付される NIKOCA-CARD 電子マネーマーク】



【ご相談窓口】

NIKOCA-CARD 電子マネーに関するお問合せ、ご相談等は、下記までご連絡ください。

<カードに関するお問合せ先>

株式会社ニッコー

〒573-1114 大阪府枚方市東山 2 丁目 13

TEL : 072-866-2550 （9:00～18:00 当社休業日及び土・日は除く）